



有事法制関連法案の廃案に関する請願(矢鳥恒夫君紹介)(第七三〇号)  
 有事関連法案反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第七三二号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第七三三三号)  
 同(小沢和秋君紹介)(第七七八六号)  
 同(児玉健次君紹介)(第七七八七号)  
 同(春名真章君紹介)(第七七八八号)  
 同(赤嶺政賢君紹介)(第七八三四号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第七八三五号)  
 同(春名真章君紹介)(第七八三六号)  
 同(不破哲三君紹介)(第七八三七号)  
 同(藤木洋子君紹介)(第七八三八号)  
 同(松本善明君紹介)(第七八三九号)  
 有事関連法案廃案に関する請願(藤木洋子君紹介)(第七三三三号)  
 有事法制三法案の制定反対に関する請願(志位和夫君紹介)(第七三四号)  
 有事立法と憲法改悪反対に関する請願(石井郁子君紹介)(第七八九号)  
 同月六日  
 有事立法と憲法改悪反対に関する請願(山口富男君紹介)(第八八一号)  
 同(今川正美君紹介)(第一〇四一号)  
 同(菅野哲雄君紹介)(第一〇四二号)  
 同(五島正規君紹介)(第一〇四三号)  
 同(原陽子君紹介)(第一〇四四号)  
 同(山内恵子君紹介)(第一〇四五号)  
 同(山花郁夫君紹介)(第一〇四六号)  
 有事法制反対、憲法に基づく平和政策に関する請願(重野安正君紹介)(第九一七号)  
 同(桑原豊君紹介)(第九五四号)  
 同(菅野哲雄君紹介)(第一〇四七号)  
 同(桑原豊君紹介)(第一〇四八号)  
 同(重野安正君紹介)(第一〇四九号)  
 有事関連法案反対に関する請願(志位和夫君紹介)(第九一八号)  
 同(大幡基夫君紹介)(第九五三三号)  
 同(藤木洋子君紹介)(第一〇四〇号)

有事法制の完全な廃案に関する請願(大島令子君紹介)(第一〇三九号)  
 同月九日  
 有事関連法案反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一一八〇号)  
 同(石井郁子君紹介)(第一一八一号)  
 同(小沢和秋君紹介)(第一一八二二号)  
 同(大幡基夫君紹介)(第一一八三三号)  
 同(大森猛君紹介)(第一一八四四号)  
 同(木島日出夫君紹介)(第一一八五五号)  
 同(児玉健次君紹介)(第一一八六六号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第一一八七七号)  
 同(佐々木憲昭君紹介)(第一一八八八号)  
 同(志位和夫君紹介)(第一一九九号)  
 同(塩川鉄也君紹介)(第一一九〇号)  
 同(瀬古由起子君紹介)(第一一九一号)  
 同(中林よし子君紹介)(第一一九二二号)  
 同(春名真章君紹介)(第一一九三三号)  
 同(不破哲三君紹介)(第一一九四四号)  
 同(藤木洋子君紹介)(第一一九五五号)  
 同(松本善明君紹介)(第一一九六六号)  
 同(矢鳥恒夫君紹介)(第一一九七七号)  
 同(山口富男君紹介)(第一一九八八号)  
 同(吉井英勝君紹介)(第一一九九九号)  
 同(大幡基夫君紹介)(第二四九二二号)  
 同(菅井信隆君紹介)(第二四九三三号)  
 同(春名真章君紹介)(第二四九四四号)  
 同(不破哲三君紹介)(第二四九五五号)  
 同(山口富男君紹介)(第二四九六六号)  
 有事立法と憲法改悪反対に関する請願(生方幸夫君紹介)(第二二〇〇号)  
 同(後藤齋君紹介)(第二二〇一号)  
 同(佐藤観樹君紹介)(第二二〇二二号)  
 同(平岡秀夫君紹介)(第二二〇三三号)  
 同(生方幸夫君紹介)(第二二〇四四号)  
 同(保坂展人君紹介)(第二二〇五五号)  
 同(大森猛君紹介)(第二四九八八号)  
 同(北川れん子君紹介)(第二四九九九号)  
 同(釘宮警君紹介)(第一五〇〇号)

同(重野安正君紹介)(第一五〇一号)  
 同(菅井信隆君紹介)(第一五〇二二号)  
 同(土井たか子君紹介)(第一五〇三三号)  
 同(中西績久君紹介)(第一五〇四四号)  
 同(春名真章君紹介)(第一五〇五五号)  
 同(肥田美代子君紹介)(第一五〇六六号)  
 同(松本善明君紹介)(第一五〇七七号)  
 有事関連法案の廃案に関する請願(生方幸夫君紹介)(第一二〇四号)  
 有事法制反対、憲法に基づく平和政策に関する請願(菅野哲雄君紹介)(第一二〇五号)  
 同(菅野哲雄君紹介)(第一二〇四四号)  
 同(重野安正君紹介)(第一二〇五五号)  
 有事法制立法化反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一四九六号)  
 同(東門美津子君紹介)(第一四九七号)  
 有事法制関連三法案廃案に関する請願(大島令子君紹介)(第一五〇八号)  
 は本委員会に付託された。  
 十一月十二日  
 有事法制三法案反対に関する陳情書外十七件(横浜市中区日本大通九池田忠正外千九十七名)(第一二二号)  
 同月二十六日  
 有事法制三法案の廃案に関する陳情書外九件(大阪府港区築港一の一の二七佐野祥和外三百九十二名)(第七二七号)  
 十二月九日  
 有事三法案の廃案を求めるとに関する陳情書外二件(那覇市旭町三四友利ひより外三名)(第一四〇号)  
 十一月十二日  
 第一百五十四回通常国会で継続審議とされた有事関連法案に関する意見書(鳥取県北条町議会)(第三四〇〇号)  
 有事法制三法案の地方の意見を尊重し慎重審議に関する意見書(京都府丹後町議会)(第三四〇一号)

有事法制三法案の慎重審議に関する意見書(広島県油木町議会)(第三四〇二二号)  
 有事法制の慎重審議に関する意見書(沖縄県今帰仁村議会)(第三四〇三三号)  
 有事法制関連法案の制定反対に関する意見書(長野県徳高町議会)(第三四〇四四号)  
 有事関連三法案反対に関する意見書(高知県土佐市議会)(第三四〇五五号)  
 有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(鹿児島県加世田市議会)(第三四〇六六号)  
 同月十九日  
 憲法の理念に基づく平和外交の推進と有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(岩手県宮古市議会)(第三九五一号)  
 有事法制の立法化を行わないことに関する意見書(岩手県水沢市議会)(第三九五二二号)  
 有事法制立法化反対に関する意見書(岩手県五山町議会)(第三九五三三号)  
 有事関連法案を次期臨時国会で採択せず、慎重審議に関する意見書(宮城県桃生町議会)(第三九五四四号)  
 有事三法案の慎重審議に関する意見書(滋賀県中主町議会)(第三九五五五号)  
 有事法制の慎重審議に関する意見書(兵庫県中町議会)(第三九五六六号)  
 有事法制関連法案の慎重審議に関する意見書(広島県吉舎町議会)(第三九五七七号)  
 同月二十六日  
 憲法を守り有事法制三法案の廃案に関する意見書(福岡県犀川町議会)(第四四四七号)  
 有事関連法案を次期臨時国会で採択せず、慎重審議に関する意見書(宮城県登米町議会)(第四四四八号)  
 有事関連法案を次期臨時国会で採択せず、慎重審議に関する意見書(宮城県津山町議会)(第四四四九号)  
 有事法制の慎重審議に関する意見書(長崎県大瀬戸町議会)(第四四五〇号)  
 有事関連法案の慎重審議に関する意見書(茨城県

県五霞町議会議案(第四四一五号)

有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(埼玉県上里町議会議案(第四四二二号))

有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(高根県石見町議会議案(第四四三三号))

有事法制関連法案に関する意見書(広島県内海町議会議案(第四四四四号))

有事法制関連法案の慎重審議に関する意見書(広島県作木村議会議案(第四四五五号))

有事関連三法案の慎重審議に関する意見書(大分市議会議案(第四四五六号))

十二月九日

有事法制関連三法案反対に関する意見書(広島県三良坂町議会議案(第四五〇八号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

閉会中審査に関する件

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、第百五十四回国会閉会法第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閉会法第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閉会法第八九号)

○鳩山委員長 これより会議を開きます。

第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、各案に対し、久間章生君外五名から、自由民主党、公明党及び保守党の三派共同提出による修正案がそれぞれ提出されております。

各修正案について、提出者から趣旨の説明を求めます。久間章生君。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○久間委員 ただいま議題となりました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案について御説明いたします。

修正の第一点は、「武力攻撃事態」の定義に関するものであります。

現在の法律案では、「武力攻撃事態」については、武力攻撃が予測されるに至った事態を含めて包括的に定義していることから、事態の緊迫度に応じた対処措置の違いが法律案上わかりにくいという指摘や、武力攻撃の「おそれ」と「予測」の違いがわかりにくいという指摘がなされたところであります。

このような指摘を踏まえ、修正案では、現在の「武力攻撃事態」から、いわゆる「予測」を切り離して事態を二分し、それぞれの事態について、対処の基本理念を明らかにするとともに、対処基本方針に記載すべき重要事項を列記することとし、また、武力攻撃の「おそれ」と「予測」の定義をそれぞれわかりやすいものにするものとしたところであります。

修正の第二点は、武力攻撃事態以外の緊急事態対処のための措置に関連するものであります。

政府は、武力攻撃事態のみならず、武装不審船事案、テロ・ゲリラ攻撃などの事案を含めて、国家の緊急事態にすぎ間なく対処することとしていますが、現在の法律案では、武装不審船事案やテロ・ゲリラなどの新たな脅威に対する政府の対応が具体的に明確でないという指摘がなされたところであります。

このような指摘を踏まえ、法律案第二十四条を次のように修正することとしました。

すなわち、第一に、武装不審船事案や大規模テロなどの新たな脅威への対処に取り組む旨を明示してあります。第二に、これらの事態に対処するために必要な施策の内容として、情報の集約、分析、評価のための態勢の充実等を明示してあります。第三に、これらの事態への対処という課題の緊要性にかんがみ、速やかに必要な施策を講ずべき旨を明示してあります。

修正の第三点は、国民の保護のための法制の整備に関連するものであります。

修正案では、国民の保護のための法制に関し、広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制整備本部を設置する等の規定を盛り込んであります。

次に、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明します。

これらは、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案について、「武力攻撃事態」の定義を修正し、「武力攻撃事態」と「武力攻撃予測事態」とに分けること等に伴い、次のとおり修正を加えるものとしてあります。

まず、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案については、内閣総理大臣から安全保障会議への必要の諮問事項に関する規定の文言を修正するものであります。

また、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案については、自衛隊法第七十六条に規定されている防衛出動の要件の文言等を修正するものであります。

以上が、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○鳩山委員長 これにて各修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○鳩山委員長 この際、御報告いたします。

今会期中、本委員会に付託になりました請願は十二種二百二十二件であります。本請願の取り扱いはつきましては、理事會におきまして協議いたしました。委員会の採否の決定は保留することとなりましたので、御了承願います。

なお、今会期中、本委員会に参考送付されました陳情書及び意見書は、有事法制三法案反対に関する陳情書外二件、核兵器廃絶と有事法制反対に関する意見書外七十三件であります。念のため御報告いたします。

○鳩山委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案

及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案



第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

第二十一条第一項及び第五項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二十二條第二号中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二十四條中「我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ」を削り、「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に、「への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずる」を「迅速かつ的確に対処する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。

一 情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実

二 各種の事態に応じた対処方針の策定の準備

三 警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化

第二十四條を第二十五條とし、第三章中第二十三條の次に次の一條を加える。

(国民保護法制整備本部)

第二十四條 事態対処法制のうち第二十二條第一号に規定する措置に係る法制(次項において「国民の保護のための法制」という。)に関し広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制整備本部(以下この条において「整備本部」という。)を置く。

2 整備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民の保護のための法制の整備に関する総合調整に関すること。

二 国民の保護のための法制の整備のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

三 国民の保護のための法制の整備に関する地方公共団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。

3 整備本部は、国民保護法制整備本部長及び国民保護法制整備本部長員をもって組織する。

4 整備本部の長は、国民保護法制整備本部長(次項及び第七項において「整備本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

5 整備本部長は、整備本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

6 整備本部に、国民保護法制整備本部長員(次項において「整備本部長員」という。)を置く。

7 整備本部長員は、整備本部長以外のすべての国務大臣(内閣総理大臣を除く。)をもって充てる。

8 整備本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

9 整備本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 この法律に定めるもののほか、整備本部に關し必要な事項は、政令で定める。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち自衛隊法第七十六條第一項の改正規定中「わが国」を「我が国」を、「外部からの武力攻撃(外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む)」に際して、わが国」を「我が国に對する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国」に改め、同項に後段を加える改正規定中「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)」を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)」に改める。

第一条のうち自衛隊法百十五條の二に二項を加える改正規定中「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)」に改める。

第一条のうち自衛隊法百十六條を百十五條の三とし、同條の次に十八條を加える改正規定のうち同法百十五條の七中「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)」を「第九條第十項後段」を「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成十四年法律第 号)第九條第十一項後段」に改める。

第一条中自衛隊法本則に三條を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則第三項中「自然公園法の一部を改正する法律」の下に「(平成十四年法律第二十九号)」を加える。

附則第四項中「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」の下に「(平成十四年法律第九十六号)」を加える。

附則第四項中附則第一条第一号の改正規定を次のように改める。

附則第一条第一号中「、第二十八條及び第二十九條」を「及び第二十八條から第二十九條の二まで」に改める。

附則第四項中附則第二十四條を第二十五條とし、第二十三條から第二十三條までを一條ずつ繰り下げ、第二十九條の次に一條を加える改正規定を次のように改める。

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

百六十五條の五第二項中「薬事法(昭和三十

五年法律第百四十五号) 第二条第七項ただし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) 第二十五号) 第一条第十一項ただし書」に改める。

附則第二十九條の次に次の一條を加える。

(第一条及び第三条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第二十九條の二 自衛隊法の一部を次のように改正する。

百六十五條の五第二項中「採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号) 第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号) 第十三條第一項ただし書」に、「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第五項ただし書」を「薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) 第二

七項ただし書」に改める。

五

第二類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第三号 平成十四年十二月十二日



第二類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第三号 平成十四年十二月十二日

平成十四年十二月十六日印刷

平成十四年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F